

平成 27 (2015) 年度 東北大学法科大学院入学試験
試験科目：公法（行政法）

X は、道路交通法 98 条 2 項に基づいて、自動車教習所を設置または管理する者が行う届出（以下「本件届出」という）をしたところ、Y 県公安委員会は、本件届出には届出書の記載事項の不備があるとして、本件届出を不受理とし、届出書を X に返戻した。しかし、X は、本件届出に不備はないと考えており、適法な届出をしたことを訴訟によって明確にしたいと考えている。X は、どのような訴訟を提起することが考えられるか。道路交通法 98 条 2 項の届出が適法に行われた場合、どのような法的効果が生じるかを同法の規定に即して説明した上で、考えられる訴訟を挙げ、当該訴訟が訴訟要件を満たすか否かにつき、論じなさい。

〔参照条文〕

道路交通法

（免許の申請等）

第八十九条 免許を受けようとする者は、その者の住所地（仮免許を受けようとする者で現に第九十八条第二項の規定による届出をした自動車教習所において自動車の運転に関する教習を受けているものにあつては、その者の住所地又は当該自動車教習所の所在地）を管轄する公安委員会に、内閣府令で定める様式の免許申請書……を提出し、かつ、当該公安委員会の行う運転免許試験を受けなければならない。

2・3 （略）

（運転免許試験の方法）

第九十七条 運転免許試験は、免許の種類ごとに次の各号……に掲げる事項について行う。

- 一 自動車等の運転について必要な適性
- 二 自動車等の運転について必要な技能
- 三 自動車等の運転について必要な知識

2～4 （略）

（運転免許試験の免除）

第九十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、それぞれ当該各号に定める運転免許試験を免除する。

一 （略）

二 第九十九条の五第五項に規定する卒業証明書……を有する者で当該卒業証明書に係る技能検定を受けた日から起算して一年を経過しないもの又は同項に規定する修了証明書……を有する者で当該修了証明書に係る技能検定を受けた日から起算して三月を経過しないもの 当該卒業証明書又は修了証明書に係る免許に係る前条第一項第二号に掲げる事項についての運転免許試験

三～五 （略）

2・3 （略）

平成 27 (2015) 年度 東北大学法科大学院入学試験
試験科目：公法（行政法）

(自動車教習所)

第九十八条 (略)

2 自動車教習所を設置し、又は管理する者は、内閣府令で定めるところにより、当該自動車教習所の所在地を管轄する公安委員会に、次に掲げる事項を届け出ることができる。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 自動車教習所の名称及び所在地

三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

3 公安委員会は、前項の規定による届出をした自動車教習所を設置し、又は管理する者に対し、自動車の運転に関する教習の適正な水準を確保するため、当該自動車教習所における教習の態様に応じて、必要な指導又は助言をするものとする。

4・5 (略)

(指定自動車教習所の指定)

第九十九条 公安委員会は、前条第2項の規定による届出をした自動車教習所のうち、一定の種類
の免許……を受けようとする者に対し自動車の運転に関する技能及び知識について教習を行うもの
であつて当該免許に係る教習について職員、設備等に関する次に掲げる基準に適合するものを、当
該自動車教習所を設置し、又は管理する者の申請に基づき、指定自動車教習所として指定すること
ができる。

一～五 (略)

2 (略)

(技能検定)

第九十九条の五 指定自動車教習所を管理する者は、第九十九条第一項に規定する免許の種類ごと
に、技能検定員に、……自動車の運転に関する技能及び知識の教習を終了した者に対し技能検定を
行わせなければならない。

2・3 (略)

4 技能検定員は、技能検定に合格した者について、その者が技能検定に合格した旨の証明をしな
なければならない。

5 指定自動車教習所は、技能検定員が前項の証明をしたときは、当該証明に係る者に対し、……
卒業証明書（指定自動車教習所において教習を終了した旨を証明する証明書をいう。以下同じ。）又
は修了証明書（指定自動車教習所において教習を受け、仮免許を受けて運転することができる程度
の技能及び知識の水準に達した旨を証明する証明書をいう。以下同じ。）を発行することができる。
この場合において、当該卒業証明書又は修了証明書には、……当該卒業証明書又は修了証明書に係
る者が技能検定に合格した旨の技能検定員の書面による証明を付さなければならない。